		三　灯油のタンクの容量が九・六キロリットル以上四　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
鹿児島県のうち大島郡のうち徳之島町	同時に給油することができる自動車の数が二以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十五キロリットル以上 二　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 三　灯油のタンクの容量が五キロリットル以上 四　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
鹿児島県のうち大島郡のうち和泊町	同時に給油することができる自動車の数が一以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 三　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
鹿児島県のうち大島郡のうち与論町	同時に給油することができる自動車の数が二以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十三キロリットル以上 二　軽油のタンクの容量が七キロリットル以上 三　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

」

加える。

○経済産業省告示第百六十一号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十五年度以降の五年間についての石油備蓄目標を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年六月二十八日

経済産業大臣　茂木　敏充

平成25～29年度石油備蓄目標

1　備蓄の数量に関する事項

備蓄の数量は、石油（石油ガスを除く。以下同じ。）にあっては、別表第1に掲げる年度ごとに同表の石油の備蓄の数量の欄に掲げるとおりとし、石油ガスにあっては、別表第2に掲げる年度ごとに同表の石油ガスの備蓄の数量の欄に掲げるとおりとする。

2　新たに設置すべき貯蔵施設に関する事項

新たに設置すべき貯蔵施設の容量は、石油にあっては、別表第1に掲げる年度ごとに同表の新たに設置すべき石油の貯蔵施設の容量の欄に掲げるとおりとし、石油ガスにあっては、別表第2に掲げる年度ごとに同表の新たに設置すべき石油ガスの貯蔵施設の容量の欄に掲げるとおりとする。

別表第1

年度（平成）	石油の備蓄の数量（単位　千キロリットル）		新たに設置すべき石油の貯蔵施設の容量（単位　千キロリットル）
25	民間備蓄	32,170	—
	国家備蓄	50,932	
26	民間備蓄	31,527	—
	国家備蓄	50,932	
27	民間備蓄	31,017	—
	国家備蓄	50,932	
28	民間備蓄	30,372	—
	国家備蓄	50,932	
29	民間備蓄	29,819	—
	国家備蓄	50,932	

備考

石油の備蓄の数量の欄に掲げる数量は、我が国全体としての民間備蓄石油（製品換算）及び国家備蓄石油（原油換算）の数量である。

別表第2

年度（平成）	石油ガスの備蓄の数量（単位　千トン）		新たに設置すべき石油ガスの貯蔵施設の容量（単位　千トン）
25	民間備蓄	1,787	—
	国家備蓄	892	
26	民間備蓄	1,766	—
	国家備蓄	1,112	
27	民間備蓄	1,776	—
	国家備蓄	1,332	
28	民間備蓄	1,782	—
	国家備蓄	1,500	
29	民間備蓄	1,792	—
	国家備蓄	1,500	

備考

石油ガスの備蓄の数量の欄に掲げる数量は、我が国全体としての民間備蓄石油ガス及び国家備蓄石油ガスの数量である。

○経済産業省告示第百六十二号

発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第三条第一項の規定に基づき、次のように地点を指定したので、告示する。

平成二十五年六月二十八日

経済産業大臣　茂木　敏充

1　新潟県魚沼市大倉沢地内

2　熊本県上益城郡甲佐町大字安平字上原